

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年8月5日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり、本件処分の違法、不当を主張している。

親の所得で子どもが不利益を受けることは子どもの権利を侵害する決定であり、憲法14条法の下での平等に反する決定である。

また、23歳以上の親族を扶養している場合は扶養控除があるが、15歳以下では扶養控除がない。これは水平的租税公平負担原則に反する。15歳以下に扶養控除がないのは平成22年の税制改正によるものである。その改正で控除から手当へのシフトと子ども手当の創設にあいまって15歳以下への扶養控除が廃止された。しかし、年収1124万円以上では子ども手当（児童手当（特例給付））がないとなれば、立法目的と立法手段の合理的関連性が喪失することになるのではないか。平成22年税制改正の立法目的は、所得控除から手当に変更することと子ども手当（現行の児童手当）の創設にあいまって、子ども手当の支給対象となる親族に対する扶養控除を廃する。立法手段は、15歳以下の親族に対する扶養控除を廃する。

これは、サラリーマン税金訴訟の判断の枠組みに照らすと合理性の基準で違憲性を判断することになるが、そうすると、「平成22年の税制

改正で子ども手当（児童手当）の支給に伴い１５歳以下の親族に対して扶養控除を廃した現行の所得税法の規定は、令和４年の児童手当法の改正以降、所得制限によって児童手当を受けられない１５歳以下の親族に対する扶養控除が廃されている部分が、手当の支給に伴って控除を廃するとした立法目的と立法手段との間に合理的関連性がなく憲法１４条１項に反する」と言えるのではないか。

さらに、上記の決定は国際連合児童基金ＵＮＩＣＥＦの掲げる「子どもの権利条約」（日本も締結済）第２条「差別の禁止」に抵触する。「子どもの権利条約」第２条では、保護者の収入で子どもを差別してはならないことが明記されている。にもかかわらず、申請人及び申請人の子どもは国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきた。

例えば、年少扶養控除：無、児童手当／特例給付：５０００円→２０２２年６月から０円、年間保育園負担額：一人目約８０万円、二人目約４０万円

そして、国による子供への経済的差別はこれからも続く。例えば、公立高校無償化：対象外、私立高校授業料補助：対象外、特定扶養控除：高校無償化対象外にも関わらず控除額の減額、大学の奨学金：申請の資格すらない、高額医療費：月２５２，６００円＋ α

さらに、この度の理不尽な所得制限による未来応援給付金１０万円も支給対象外であった。累進課税で税負担が大きい世帯の子ども達をありとあらゆる子育て支援の給付から外すという制度が果たして公平と言えるのか。子どものために頑張っていたことが却って子どもの権利を奪うような制度は絶対間違っている。子どもの権利平等の大原則を無下にし、税制面でも給付面でも経済的な逆差別を強いられている現制度に強い憤りを覚える。少子化待ったなしの今の日本で子育て支援の国家予算を増額するべきなのに逆に子育て世帯から特例給付を取り上げて子育て支援の財源に充てるという愚の骨頂としか言いようがない今回の決定は著しく子育て世帯への配慮を欠いた決定であり、立法府の裁量権の濫用による不当な決定と言わざるを得ない。処分の取り消しを強く求めると同時に納得のいく説明を求める。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年12月27日	諮問
令和6年 5月14日	審議（第88回第3部会）
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当

法4条1項1号は、児童手当の支給要件として、同号イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると定めるが、法5条1項は、法4条1項1号に該当する者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給しないと定める。法5条1項の所得の範囲及びその額の計算方法は、同条2項により政令で定められる。

(2) 特例給付

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（法5条1項に規定するもの。以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したもの（以下単に「児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。）は所定の給付（特例給付）を行う旨を定める。特例給付を支給する者に係る所得上限額（法附則2条1項括弧書き）は、令和3年法律第50号による法改正により令和4年6月1日から新たに設けられた。

また、法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその

額の計算方法等は、政令で定めるとする。

(3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

上記(2)の法附則 2 条 1 項に規定する政令で定める額について、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。） 7 条は、扶養親族等及び児童がないときは 8 5 8 万円とし、扶養親族等又は児童があるときは 8 5 8 万円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 万円を加算した額とするとしている。

また、法施行令 8 条は、法施行令 2 条の規定は法附則 2 条 1 項に規定する所得の範囲について、法施行令 3 条の規定は法附則 2 条 1 項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

ア 法施行令 2 条の所得の範囲

法施行令 2 条は、法 5 条 1 項に規定する所得は、地方税法 5 条 2 項 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法 1 条 2 項の規定によって課する同法 5 条 2 項 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

イ 法施行令 3 条の所得の額の計算方法

法施行令 3 条 1 項は、法 5 条 1 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法 3 1 3 条 1 項に規定する総所得金額（給与所得等から 1 0 万円を控除した額）等の額の合計額から 8 万円を控除した額とするとしている。

そして、法施行令 3 条 2 項は、前項に規定する市町村民税につき、小規模企業共済等掛金の控除を受けた者については、当該小規模企業共済等掛金控除額に相当する額を控除するものとしている。

(4) 現況の届出

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。） 4 条 1 項は、児童手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届出書（児童手当現況届）を市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならないとし、同条 3 項の規定により、令和 4 年 6 月 1 日から、市町村長は、同条 1 項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる、

とされている。

法施行規則 15 条により、法施行規則 4 条 1 項から 3 項までの規定は、特例給付について準用される。

(5) 職権に基づく支給事由消滅の処理

ア 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（令和 3 年 9 月 1 日付府子本第 884 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。）22 条 1 項は、支給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同項 7 号は、法 5 条 1 項の所得の額が児童手当の所得制限限度額（法附則 2 条 1 項の給付の所得上限額を含む。）を超過した場合を挙げる。

ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

イ 法施行規則 10 条は、市町村長は、児童手当の支給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の支給者に通知しなければならないとしている。

法施行規則 15 条により、法施行規則 10 条の規定は、特例給付について準用される。

2 本件処分についての検討

(1) 令和 4 年 6 月 1 日施行の法令改正により、同年 6 月分（同年 10 月支給分）から、特例給付を受給する者について所得上限額が設けられることになった。

処分庁は、請求人の令和 4 年 6 月 1 日の現況について、規則 4 条 1 項の規定により届け出られるべき書類の内容を、同条 3 項の規定により公簿等によって確認したところ、請求人の令和 3 年中の所得額は 11,050,622 円（法定控除後）、扶養人数は 3 人であった。

特例給付に係る所得上限額は、扶養人数が 3 人である請求人の場合、9,720,000 円とされているところ（1・(3)）、処分庁が確認した請求人の前年の所得（11,050,622 円（法定控除後））は、この所得上限額以上であった（児童手当に係る請求人の所得制限

限度額 7,360,000 円以上でもある。))。

このため、処分庁は、請求人については同年 5 月 31 日に児童手当特例給付の受給資格が消滅したとして、当該処分通知書により請求人に通知したものと認められる（本件処分）。

- (2) 以上のとおり、処分庁が請求人の令和 4 年 6 月 1 日の現況について公簿等を確認し、請求人の所得額が法令の定める所得上限額以上であることから、同年 5 月 31 日をもって請求人の受給資格を消滅させた本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づいてなされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、親の所得により児童手当の支給停止をするのは、子の人権、生存権及び国の社会的使命に反していると主張するほか、請求人及び請求人の子は国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきたとして、公立高校無償化等の各種制度において対象外となり、かつ、税制の優遇がないことに言及する。

しかし、そもそも行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これに従って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令等を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことを職分とするものであるから、法令等の規定ないし法令等に基づく制度自体が違法又は不当であることを理由として処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子